

県営土地改良事業（東扇田堰地区ため池等整備事業）につき、その工事を令和4年3月1日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、公告する。

令和4年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久